

福岡市事件等緊急事態対処計画

令和5年4月

福岡市

目 次

第1章 総則

第1 目的	1
第2 対象とする事態	1

第2章 緊急事態対処体制

第1 対処体制の基本	1
第2 対処区分	2
1 全庁的対処	2
2 主管局区室等対処	2
第3 各種対処体制	3
1 緊急事態連絡会議の設置	3
2 情報収集態勢の確立	4
3 緊急事態警戒本部の設置	5
4 緊急事態対策本部の設置	6
5 緊急事態復旧・復興本部の設置	7
6 職員の動員及び配備の基準	8

第3章 事前対策

第1 危機管理能力の向上	9
1 組織の危機管理能力の向上	9
2 職員の危機管理能力の向上	9
第2 情報連絡体制の整備	9
1 危機管理ネットワークの構築	9
2 各局区室等における連絡体制の整備	9
3 関係機関との連携強化	10
4 周辺自治体等との連携強化	10
第3 緊急事態種別対処計画等の整備	10
第4 緊急事態連絡会議の設置	10
第5 訓練及び研修の実施	11
第6 資機材等の整備	11
第7 市民への啓発及び情報提供	11

第4章 応急対策

第1	迅速かつ的確な情報処理	12
1	情報の収集及び報告	12
2	関係局区室等への連絡	12
第2	職員の動員及び配備	12
第3	情報収集態勢の確立、緊急事態警戒本部・対策本部の設置	13
第4	現地確認等及び関係機関等との連携	13
1	現場確認及び調査	13
2	関係局区室等及び関係機関との連携	13
第5	広報活動	13
第6	各種対策の実施	14

第5章 事後対策

第1	安全確認及び関係機関等との連携	14
1	安全の確認	14
2	関係局区室等及び関係機関との連携	14
第2	緊急事態復旧・復興本部の設置	14
第3	被害者等への支援	15
第4	検証及び緊急事態種別対処計画等の見直し	15

別表	想定される緊急事態の種別と主管局区室等	16
----	---------------------	----

《資料編》

資料1	福岡市緊急事態連絡会議設置要綱例
資料2	福岡市緊急事態警戒本部設置要綱例
資料3	福岡市緊急事態対策本部設置要綱例

第1章 総則

第1 目的

この計画は、福岡市危機管理基本方針において定義する危機のうち「事件等の緊急事態」に対処するための基本的事項を定め、危機管理体制の整備、施策の推進等を図り、もって市民の安全と安心を確保していくことを目的とする。

第2 対象とする事態

本計画において対象とする「事件等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）」は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるテロ、感染症、環境汚染その他の緊急事態であり、「災害」及び「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」以外の全ての危機である。

第2章 緊急事態対処体制

第1 対処体制の基本

緊急事態への適切な危機管理を実施するため、対処すべき事態の種別、内容、市民への影響度等の状況に応じ、全庁を挙げて対処、あるいは主管局区室等が主体的に対処するために必要な体制を整備する。

想定する緊急事態の種別と主管局区室等については、別表のとおりとする。

危機管理監は、主管が明確でない種別の主管局区室等を定め、対処態勢の整備に必要な調整を行う。この際、市民局はその活動を補佐する。

第2 対処区分

適切な体制による緊急事態対処を行うため、対処を全庁的対処と主管局区室等対処に区分する。

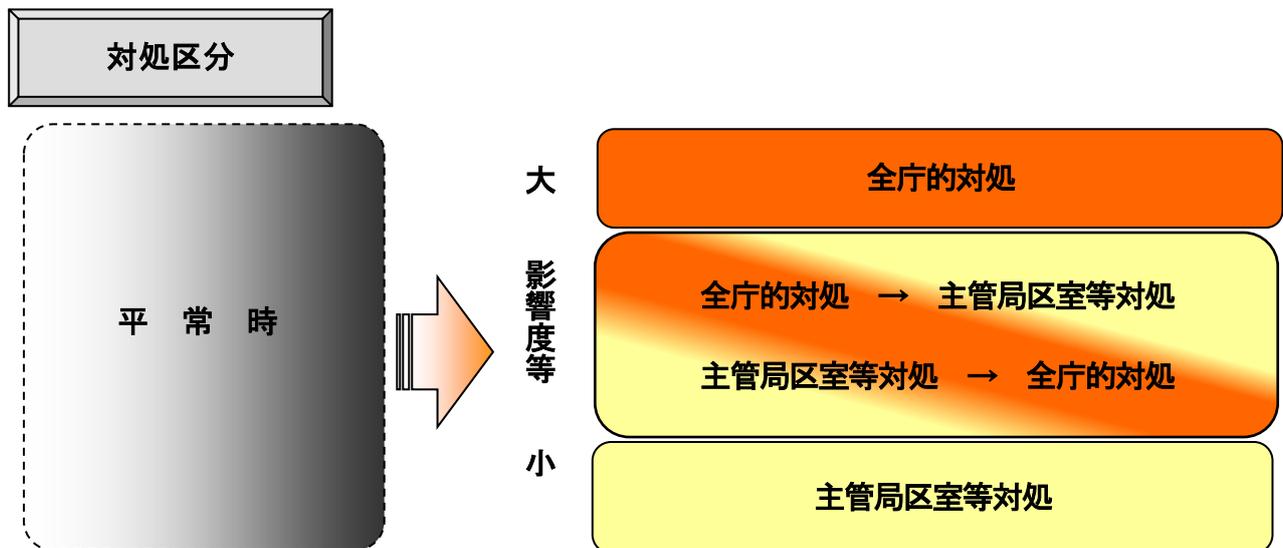
緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合、危機管理監は主管局区室等の意見を聞いて、対処区分の決定や変更を行う。この際、市民局はその活動を補佐する。

1 全庁的対処

緊急事態の市民に及ぼす範囲や影響度が大きく、全庁的に関係局区室等が連携して対応することが必要と考えられる場合の対処

2 主管局区室等対処

緊急事態の市民に及ぼす範囲と影響度が小さく、主管局区室等主体の対応で可能と考えられる場合の対処



第3 各種対処体制

緊急事態対処に当たっては、危機管理を適切に行うため、対処区分の決定を受けて、事態の状況に応じた対処体制を速やかに確立する。

基準となる対処体制を、緊急事態連絡会議、情報収集態勢、緊急事態警戒本部、緊急事態対策本部及び緊急事態復旧・復興本部とし、対処区分と事態の状況に応じた対処体制は、原則として次の表のとおりとする。

なお、緊急事態の種別に応じ、当該事態を簡潔に表現した名称を各体制名の初めに冠し、〇〇本部等と呼称することができる。

対処体制の基準

事態の状況 対処区分	平常時	緊急事態に至る可能性のある事件等の発生	緊急事態発生のおそれ大	緊急事態発生	緊急事態収束時
主管局区室等対処	局連絡会議等	局情報収集態勢等	局警戒本部等	局対策本部等	局復旧・復興本部等
全庁的対処	市連絡会議 (議長：危機管理監等)	市情報収集態勢 (市民局等の職員)	市警戒本部 (本部長：危機管理監)	市対策本部 (本部長：市長)	市復旧・復興本部 (本部長：市長)

対処区分が全庁的対処に決定した場合、市民局及び主管局区室等は、直ちに市としての情報収集態勢、対策本部等の運営を行うそれぞれの本部室を組織して、効果的な活動ができる体制を確立する。対処区分が主管局区室等対処に決定した場合、主管局区室等はそれぞれが定めたところに基づき、局区室等としての対処体制を確立する。

全庁的対処の必要がなくなり、主管局区室等対処に移行する場合、あるいはその逆の場合、市民局及び主管局区室等は、それぞれの体制への移行に際し、当該事態の対処事務等の引継ぎについて、相互に必要な支援及び協力を行うものとする。

1 緊急事態連絡会議の設置

(1) 連絡会議

平常時から、緊急事態の発生を想定し、情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保するための準備を推進することを目的として連絡会議を設置する。

(2) 連絡会議の構成

ア 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

イ 市連絡会議の議長は危機管理監を、副議長は市民局長又は当該事態を主管する局区室等の長を、委員は当該事態に関係する局区室等の長をもって充てる。状況により副市長（当該事態の主管局区室等担当）を議長とすることがある。

事務局は、市民局防災・危機管理部又は当該事態の主管局区室等の主管課に置く。

連絡会議の下に、連絡会議を補佐させるために幹事会を設置することができる。幹事は連絡会議の委員の属する局区室等の職員のうちから連絡会議委員が選任する。

市連絡会議の構成	
議 長	危機管理監又は副市長（主管局区室等担当）
副 議 長	市民局長又は主管局区室等の長
委 員	関係局区室等の長
事 務 局	市民局防災・危機管理部又は主管局区室等の主管課

(3) 設置要綱の策定

市連絡会議の設置に関し、資料1「福岡市緊急事態連絡会議設置要綱例」を基準に緊急事態の種別毎の設置要綱を策定する。

2 情報収集態勢の確立

(1) 情報収集態勢

緊急事態に至る可能性のある事件等が発生した場合に、必要な情報収集等を実施し、もって、緊急事態警戒本部、あるいは緊急事態対策本部の設置の判断等に資することを目的として情報収集態勢を確立する。

(2) 情報収集態勢の構成

ア 情報収集態勢は、事態に関する情報収集等の実施に必要な者をもって構成する。

イ 市情報収集態勢は、市民局防災・危機管理部長及び主管局区室等の主管部長が判断し、市民局防災・危機管理部及び主管局区室等の職員をもって構成する。

3 緊急事態警戒本部の設置

(1) 警戒本部

緊急事態の発生のおそれが大である場合に、当該事態に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として警戒本部を設置する。

(2) 警戒本部の構成

ア 警戒本部は、本部長、副本部長及び関係部署をもって構成する。

イ 市警戒本部は、本部長、副本部長、関係局室等、区警戒本部（関係区）及び警戒本部室をもって構成する。

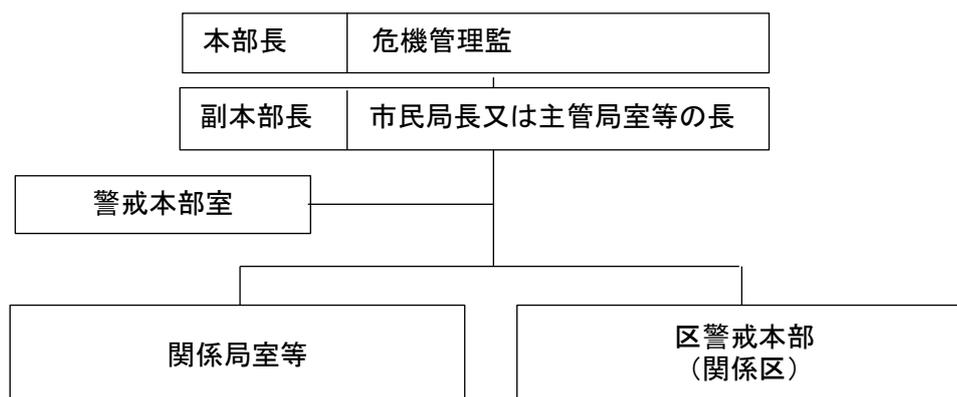
市警戒本部の本部長は危機管理監を、副本部長は市民局長又は当該事態を主管する局室等の長をもって充てる。

関係局室等は、関係局室等の長及び関係局室等の長が指名する職員をもって構成する。

区警戒本部には、区警戒本部長を置き、区長をもって充てるとともに、区警戒本部長が指名する職員をもって構成する。

警戒本部室は、室長を市民局防災・危機管理部長又は主管局室等の部長とし、市民局長及び主管局室等の長が指名する職員をもって構成する。

(3) 市警戒本部の組織



(4) 事務分掌

市警戒本部が設置された場合における各局室等、区警戒本部及び警戒本部室の事務分掌は、福岡市地域防災計画第2章における災害対策本部事務分掌を警戒本部事務分掌と読み替えて準用するものとし、必要により、緊急事態の種別に応じた見直しを実施する。

(5) 設置要綱の策定

市警戒本部の設置に関し、資料2「福岡市緊急事態警戒本部設置要綱例」を基準に緊急事態の種別毎の設置要綱を策定する。

4 緊急事態対策本部の設置

(1) 対策本部

緊急事態が発生した場合に、当該事態に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議及び実施し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、社会への影響を最小限とすることを目的として対策本部を設置する。

(2) 対策本部の構成

ア 対策本部は、本部長、副本部長及び関係部署をもって構成する。

イ 市対策本部は、本部長、副本部長、関係局室等、区対策本部（関係区）及び対策本部室をもって構成する。状況により、これに加え、機能別チームを編成する。

市対策本部の本部長は市長を、副本部長は副市長及び危機管理監をもって充てる。

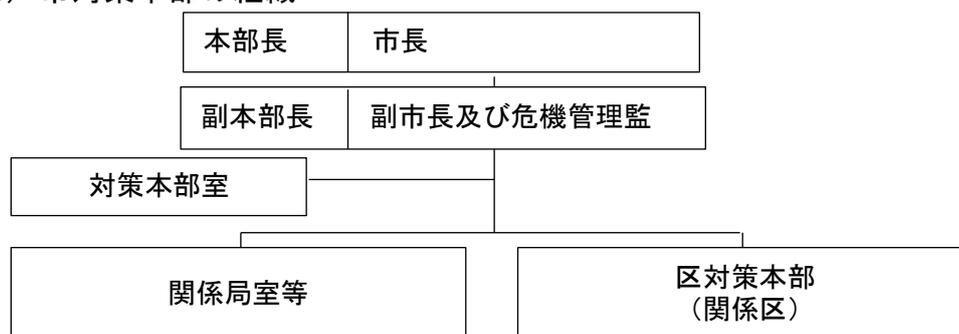
関係局室等は、関係局室等の長及び関係局室等の長が指名する職員をもって構成する。

区対策本部には、区対策本部長を置き、区長をもって充てるとともに、区対策本部長が指名する職員をもって構成する。

対策本部室は、室長を危機管理監、副室長を市民局長又は主管局室等の長とし、市民局長及び主管局室等の長が指名する職員をもって構成する。

機能別チームは、福岡市地域防災計画に準ずる。

(3) 市対策本部の組織



※状況により、機能別チームを編成する。

(4) 事務分掌

市対策本部が設置された場合における各局室等、区対策本部及び対策本部室の事務分掌は、福岡市地域防災計画第2章における災害対策本部事務分掌に準ずるものとし、必要により、緊急事態の種別に応じた見直しを実施する。

(5) 設置要綱の策定

市対策本部の設置に関し、資料3「福岡市緊急事態対策本部設置要綱例」を基準に緊急事態の種別毎の設置要綱を策定する。

5 緊急事態復旧・復興本部の設置

(1) 復旧・復興本部

緊急事態収束時において、市内における復旧・復興に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議及び実施し、もって速やかな市民生活の回復及び安定並びに施設等の復旧及び復興を図ることを目的として復旧・復興本部を必要に応じて設置する。

(2) 復旧・復興本部の構成

ア 市復旧・復興本部は、福岡市地域防災計画第7章に準じた体制とし、緊急事態の特性や当時の状況に応じて柔軟に構成するものとする。

イ 局復旧・復興本部等に関しても、状況等に応じて柔軟に構成するものとする。

(3) 復旧・復興本部の設置に至らない場合

緊急事態の規模、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、復旧・復興本部の設置の必要が認められない場合は、必要に応じて、復旧・復興対策会議等を開催する。

6 職員の動員及び配備の基準

緊急事態の発生が予測される場合、又は発生した場合における情報収集態勢の確立、緊急事態警戒本部及び緊急事態対策本部を設置するにあたり、設定した基準に基づき、職員の動員及び配備を行う。

市の体制については、次表を基準とする。

体制	判断基準	態勢(※)
市情報収集態勢	緊急事態に至る可能性のある事件等が発生した場合	市民局防災・危機管理部及び主管局区室等の所要の職員
市警戒本部	緊急事態が発生するおそれがある場合	第1配備又は第2配備
市対策本部	緊急事態の発生を把握した場合	第3配備又は第4配備

※ 態勢は、福岡市地域防災計画第2章における災害対策本部等の配備態勢（第1～第4配備）を準用するものとし、細部については、緊急事態の種別に応じて各局区室等の長が指名する職員をもって態勢をとる。

第3章 事前対策

第1 危機管理能力の向上

1 組織の危機管理能力の向上

各局区室等は、緊急事態発生時の被害を軽減し、社会への影響を最小限にするため、常に組織として対処できるように、起こりうる事態を想定しておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材、行動の手順等について、点検及び訓練しておかなければならない。

2 職員の危機管理能力の向上

職員は、自己の職務及び職責に応じて、常に危機管理意識を持って業務に取り組むとともに、危機管理上必要な知識及び技能の習得のため、各種訓練、研修等に積極的に参加する等危機管理能力の向上に努めなければならない。

第2 情報連絡体制の整備

緊急事態発生時に迅速な対処を可能とするため、情報連絡体制を整備する。

1 危機管理ネットワークの構築

緊急事態発生時に迅速な対処を可能とするため、緊急連絡用のための公用携帯電話（以降「危機管理携帯」という。）を各局区室等に配備し、全庁的な危機管理ネットワークを構築する。

危機管理携帯携行者は勤務時間内・外に関わらず、自局区室等が所管する緊急事態が発生した場合は、市民局（防災・危機管理部）へ連絡するとともに、自局区室等内部の連絡体制に基づき、速やかに情報連絡及び対処を実施する。

2 各局区室等における連絡体制の整備

各局区室等は、緊急事態の発生に備え、夜間及び休日の場合を含めた情報連絡網及び計画を整備し、職員に周知・徹底しなければならない。

また、各局区室等は予測される緊急事態に係る関係機関の連絡先リストを作

成する等関係機関等との連絡調整を円滑に実施できるよう体制整備に努めるものとする。

3 関係機関との連携強化

各局区室等は、緊急事態発生時の応急対策が円滑に実施できるように、平素からの会議、訓練等を通じて、関係機関等とのネットワークの構築及び連携強化に努めるものとする。

特に、市民生活に影響が大きいライフライン関係機関については、相互の連絡体制を整備するとともに、連絡窓口等を明確にして連携強化に努めるものとする。

4 周辺自治体等との連携強化

緊急事態は必ずしも市域のみで発生するものではなく、市域を越えて広域的な対処が必要となる場合もあることから、緊急事態の発生等における迅速かつ広域的な情報の共有、広域的初動対処、平常時における効率的な対処準備等を可能とするために、周辺自治体をはじめその他の自治体との危機管理に係るネットワークの構築及び連携強化に努めるものとする。

第3 緊急事態種別対処計画等の整備

各局区室等は、平常時から所管する業務に関する各事態の要因、危険度、被害等について調査及び研究を行い、想定される緊急事態の種別毎への備えとして、緊急事態種別対処計画等の作成を進め、常に内容の検討を行い、必要があると認められるときはこれを修正しなければならない。

緊急事態種別対処計画等の作成及び修正に当たっては、逐次、市民局（防災・危機管理部）へ連絡するとともに必要に応じて協議を行い、完了後は速やかに関係者に周知しなければならない。

第4 緊急事態連絡会議の設置

平常時から、緊急事態を想定し、庁内における情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を検討及び協議するため、対処区分に応じた連絡会議を設置する。

第5 訓練及び研修の実施

各局区室等は、緊急事態に適切に対処するため、緊急事態種別対処計画等に基づく訓練及び研修を実施し、所属職員の危機管理に関する知識及び技能の向上に努めるものとする。

第6 資機材等の整備

各局区室等は、所管する緊急事態の発生に備え、必要な資機材を備蓄及び整備するとともに、備蓄に適さない特殊な資機材等については、関係機関と協議する等円滑な調達が行われるよう調整する。

第7 市民への啓発及び情報提供

各局区室等は、通常業務を通じて、市民、企業等に対する危機対処意識の醸成を目的として、所管業務に係る危機管理への積極的な理解及び協力を求めるとともに、広報誌、報道機関等のあらゆる広報手段を活用して緊急事態対策に関する情報の提供に努めるものとする。

第4章 応急対策

第1 迅速かつ的確な情報処理

1 情報の収集及び報告

各局区室等は、所管の緊急事態に至る可能性のある事件等が発生した場合、緊急事態が発生し、又は発生するおそれが大である場合は、直ちに市民局（防災・危機管理部）に報告し、あらかじめ策定している緊急事態種別対処計画等に従い、市長、副市長及び危機管理監に報告するとともに、情報の収集、整理及び分析を行う。

特に、緊急事態発生時は、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細な情報は追加情報として報告するものとする。

なお、夜間及び休日に緊急事態が発生した場合には、各局区室等へ配備している危機管理携帯等あらゆる手段を活用して、迅速に情報を伝達しなければならない。

2 関係局区室等への連絡

市民局（防災・危機管理部）は、連絡を受けた情報について、市長、副市長、危機管理監及び市民局長に報告するとともに、関係局区室等へ連絡して情報共有を図る。

また、関係局区室等は、事態の推移を的確に把握するとともに、現場の状況、対処状況等について、逐次、市民局（防災・危機管理部）へ報告しなければならない。

第2 職員の動員及び配備

各局区室等は、緊急事態に迅速かつ的確に対処するため、事態の情報を把握した場合は、あらかじめ策定している緊急事態種別対処計画等に基づき、機を失することなく直ちに必要な体制を整え、機動的かつ横断的に職員の動員及び配備を行う。

第3 情報収集態勢の確立、緊急事態警戒本部・対策本部の設置

緊急事態に至る可能性のある事件等が発生した場合、緊急事態発生のおそれが大である場合又は発生した場合において、庁内における情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議及び実施するため、事態の状況等を鑑みながら対処区分に応じ、情報収集態勢を確立、もしくは警戒本部又は対策本部を設置する。

第4 現場確認等及び関係機関等との連携

1 現場確認及び調査

発生した緊急事態に対して、所管又は関係する局区室等にあつては、今後の対処方針及び具体的対処策を決定するため、職員の安全に配慮しつつ、現場確認及び調査を行い、事態の規模、影響等を把握し、市民局及び関係局区室等に速やかに連絡しなければならない。

2 関係局区室等及び関係機関との連携

各局区室等は、発生した緊急事態に対して、あらかじめ策定した緊急事態種別対処計画等に基づき、被害を軽減し、社会への影響を最小限に抑えるため、速やかに応急対策を実施するとともに、関係局区室等及び関係機関と連携して、被害の拡大防止及び事態の収束に努めるものとする。

第5 広報活動

緊急事態発生時は、事態に関する情報、被害状況等の市民が必要とする情報を適切なタイミングで提供していくことが極めて重要であることから、市の広報媒体の活用、報道機関への協力依頼等あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、情報提供にあつては、できる限りわかりやすく、市民がどのように対処し、行動すればよいかということに視点を置いて、市民の安全や安心感の醸成に留意した広報の実施に努めるものとする。

第6 各種対策の実施

情報の収集・整理・伝達、応急活動の基盤の確保、救助・救急活動、避難対策、物資の供給・輸送対策、都市機能の確保、被災者の生活再建対策等の各種対策に関しては、福岡市地域防災計画を準用するとともに、事態の状況や市民の要望等に応じて柔軟な対策の実施に努めるものとする。

第5章 事後対策

第1 安全確認及び関係機関等との連携

1 安全の確認

緊急事態に関する応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生及び拡大のおそれがないと判断した段階で、関係機関等と連携し、速やかに当該事態の安全確認を行う。

また、安全が確認された場合は、報道機関に情報提供するとともに、市の広報媒体等を活用して、速やかに市民に対する周知に努めるものとする。

2 関係局区室等及び関係機関との連携

各局区室等は、緊急事態発生後の市民生活及び地域の社会経済活動への影響を最小限にし、市民生活の早期回復及び自力復興の促進を図るため、関係局区室等及び関係機関との相互協力・連携に努めるものとする。

第2 復旧・復興本部の設置

緊急事態収束時において、庁内における復旧・復興に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、対処策を協議及び実施するため、必要に応じて復旧・復興本部を設置する。

第3 被害者等への支援

各局区室等は、緊急事態により生じた市民の不安の解消及び安心の回復に努めるとともに、事態の内容、被害状況等を鑑みながら、関係機関等と相互に協力して、被害者等の生活援護及び地域経済の復興支援に最大限努めるものとする。

第4 検証及び緊急事態種別対応計画等の見直し

各局区室等は、緊急事態の対応の経過及び結果を記録するとともに、検証を行い、この検証結果に基づいて予防及び被害の軽減等の改善策を具体的に抽出し、当該事態に係る緊急事態種別対応計画等の修正を行う。

また、緊急事態種別対応計画等を策定していない緊急事態については、再発の可能性等を吟味の上、必要な場合は緊急事態種別対応計画等を新たに策定する。

想定される緊急事態の種別と主管局区室等

緊急事態の種別		主管局区室等（※）	備考
テロ	NBCテロ	消防局	
	航空機テロ	消防局	港湾空港局は、空港に係る情報収集及び連絡調整を実施
	鉄道テロ	消防局	
		交通局	市地下鉄に係る事案のみ
	船舶テロ	消防局	
港湾空港局		市営渡船及び博多港に係る事案	
	爆発物テロ等	消防局	
感染症	新型インフルエンザ等	保健医療局	
	家畜伝染病	農林水産局	
中毒事案	食中毒	保健医療局	
	異臭事案等	消防局	
	水道施設への毒物等混入事案	水道局	
環境汚染	油等漏洩事案	漏洩場所を所管する局区室等	
		消防局	漏洩場所の所管が不明な場合
	光化学オキシダント	環境局	
市管理施設等における事案	不審者侵入・人質立てこもり事件	施設等を所管する局区室等	
	犯行予告事案等	施設等を所管する局区室等	
	建造物、設置物等に関する事故	施設等を所管する局区室等	
危険動物による事案	有害鳥獣	農林水産局	
	有害鳥獣以外の危険生物	環境局	ヒアリ類
		保健医療局	ゴケグモ類、ハチ
		市民局	カミツキガメ、サメ、その他
	市営動物園からの逸走	住宅都市局	
その他	防犯緊急事案	市民局	
	抗議行動事案	市民局	
	国際テロ事案	消防局	
	情報セキュリティ事案	総務企画局	
	所管が不明な事案 複数種別の事案	市民局	

※ 主管局区室等とは、市警戒本部・対策本部の設置に至らない場合又は設置までの間における所管部署をいう。

福岡市緊急事態連絡会議設置要綱例

福岡市〇〇〇〇連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 〇〇〇〇事案が発生した場合に備えて、〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、関係する局、区、室及び行政委員会（以下「関係局区室等」という。）による全庁的な対処策を協議し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に、福岡市〇〇〇〇連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化に関すること。
- (2) 〇〇〇〇の発生に備えた全庁的な対処策の検討に関すること。
- (3) その他〇〇〇〇の対処策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 連絡会議の所掌事務を円滑に処理するため、連絡会議の下に幹事会を置く。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 3 委員は、議長に対して連絡会議の開催を求めることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 3 幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、□□□□局■■■■部◇◇◇◇課に置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、連絡会議に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

議長	危機管理監又は副市長（□□□□局担当）
副議長	□□□□局長
委員	□□□□局長、◇◇◇◇局長、△△△△局長、・・・

別表2（第5条関係）

幹事長	□□□□局■ ■ ■ ■部長（課長）	
副幹事長	△△△△局▲ ▲ ▲ ▲部長（課長）	
幹事	関係局区室等	総務担当課長等

福岡市緊急事態警戒本部設置要綱例

福岡市〇〇〇〇警戒本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、関係局、区、室及び行政委員会（以下「関係局区室等」という。）による全庁的な対処策を協議及び実施し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、社会への影響を最小限とすることを目的に、福岡市〇〇〇〇警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 警戒本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化に関すること。
- (2) 〇〇〇〇に関する全庁的な対処策の協議及び実施に関すること。
- (3) その他〇〇〇〇の対処策に関すること。

(組織)

第3条 警戒本部は、本部長、副本部長、関係局室等、区警戒本部及び警戒本部室をもって、別表のとおり組織する。

2 本部長不在時は、副本部長が職務を代理する。

(対策本部会議)

第4条 警戒本部会議は、本部長が招集する。

- 2 警戒本部会議は、本部長、副本部長、関係局室等の長、区警戒本部長、警戒本部室長、その他必要と認める者で構成する。
- 3 関係局室等の長及び区警戒本部長は、本部長に対して警戒本部会議の開催を求めることができる。
- 4 警戒本部会議は、本部長が議長を務めるものとする。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	危機管理監
副本部長	□□□□局長
関係局室等	□□□□局長、◇◇◇◇局長、△△△△局長、・・・ 上記局室等の長が指名する職員
区警戒本部 （関係区）	区警戒本部長（区長） 区警戒本部長が指名する職員
警戒本部室	□□□□局■■■■部長（室長） □□□□局長が指名する職員

福岡市緊急事態対策本部設置要綱例

福岡市〇〇〇〇対策本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化を図るとともに、関係局、区、室及び行政委員会（以下「関係局区室等」という。）による全庁的な対処策を協議及び実施し、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、社会への影響を最小限とすることを目的に、福岡市〇〇〇〇対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇〇に関する情報の共有及び連携強化に関すること。
- (2) 〇〇〇〇に関する全庁的な対処策の協議及び実施に関すること。
- (3) その他〇〇〇〇の対処策に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、関係局区室等、区対策本部及び対策本部室をもって、別表のとおり組織する。

2 本部長不在時は、副本部長（危機管理監を除く）が職務を代理する。

(対策本部会議)

第4条 対策本部会議は、本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長、関係局室等の長、区対策本部長及び対策本部室長、その他必要と認める者で構成する。
- 3 関係局室等の長及び区対策本部長は、本部長に対して対策本部会議の開催を求めることができる。
- 4 対策本部会議は、本部長が議長を務めるものとする。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長及び危機管理監
関係局室等	□□□□局長、◇◇◇◇局長、△△△△局長、・・・ 上記局室等の長が指名する職員
区対策本部 （関係区）	区対策本部長（区長） 区対策本部長が指名する職員
対策本部室	危機管理監（室長）、□□□□局長（副室長） □□□□局長が指名する職員